

○財務省令第九十五号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）を実施するため、同法第五条第三項に規定する検査身分証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第一項に規定する検査（同法第七条第一項の規定により財務大臣の権限を税関長に委任する場合を除く。）の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書は、別紙様式による。

附 則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の施行の日から施行する。

別紙様式

表 面

第 号	
身 分 証 明 書	
官 職 _____	
氏 名 _____	
生年月日 _____	
<p>上記の者は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第5条第1項の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。</p>	
_____年 月 日	
財務省関税局長	印

裏 面

写 真	印 又は 刻印	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本証は検査の際に必ず携帯すること。</li><li>2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。</li><li>3. 本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</li><li>4. 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</li><li>5. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</li></ol>

(備考) 用紙は、日本工業規格B 8、64×91mm とする。